

小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭普通 免許状	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五
	中学校教諭普通 免許状	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭普通 免許状	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五
	高等学校教諭普 通免許状	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五
高等学校教 諭一種免許 状	中学校教諭普通 免許状（二種免 許状を除く。）	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五
		三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五	三	四	五

備考 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の単位の修得方法は、
 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の
 教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合には生活、中学校教諭の
 普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、
 次に定めるところにより修得するものとする。

一 各教科の指導法の最低修得単位数が七の場合にあつては、四以上の教科の指導法に
 ついて修得するものとする。この場合において、四の教科の指導法を修得するとき
 は、三以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、五の教科の指導法を修得
 するときは、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとす
 る。

二 各教科の指導法の最低修得単位数が五の場合にあつては、三以上の教科の指導法に
 ついて修得するものとする。この場合において、三の教科の指導法を修得するとき
 は、二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布す
 る。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十二号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則等の一部を改正する規則

（指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正）

第一条 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成二十年大分県教育委員会規
 則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第五項及び第六項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改
 める。

第三条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改める。

（教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五
 号）の一部を次のように改正する。

第五号様式の（裏面）及び第九号様式の（裏面）中「第25条の2第1項」を「第25条第
 一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百四十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通
 行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を次
 のように指定する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区	間	指定する期日
県道竹田犬飼線	豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二地先から	豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山四〇五一番一まで	平二九・四・一
臨港道路中津港線	中津市大字定留字早田五六三番一から	中津市大字田尻崎二〇番四まで	
二 通行方法	<p>一 一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。</p> <p>① 走行位置の指定</p> <p>トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に</p>		
道路の種類及び路線名	区	間	指定する期日
一般国道二二二号	日田市大字十二町字前田六〇一番一から	日田市大字本町三九番まで	
県道日田鹿本線	日田市本町三九番から	日田市大字高瀬字塚脇五〇〇番五まで	
県道竹田犬飼線	豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二地先から	豊後大野市犬飼町下津尾字犬飼山四〇五一番一まで	平二九・四・一
大分県告示第二百四十一号	<p>車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。</p> <p>平成二十九年四月一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		

出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

訓令 甲

大分県訓令甲第十八号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第十号中「規定する部」の下に「局」を加え、同条第十三号中「局長」の下に「国民文化祭・障害者芸術文化祭局及び」を加える。

第二十二号第一項第一号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第二十四号第一項第一号中「名あて人」を「名宛人」に、「所属長あて」を「所属長宛て」に改める。

第三十七号第二項中「あて名」を「宛名」に改める。

第三十九号中「会計管理者あて」を「会計管理者宛て」に、「あて名」を「宛名」に改める。

第六十条及び第六十六条第一項第一号中「あて先」を「宛先」に改める。

別表第一中

「国際政策課」を「（国際政）」を

国際政策課 芸術文化スポーツ振興課	(国際政) (芸文ス振)	に、
統計調査課 芸術文化振興課	(統調) (芸文振)	を
統計調査課	(統調)	に、
健康づくり支援課	(健康)	を
健康づくり支援課 国保医療課	(健康) (国医)	に、
食品安全・衛生課	(食衛)	を
食品・生活衛生課	(食生)	に、
廃棄物対策課 防災危機管理課 人権・同和対策課	(廃対) (防危) (人同)	を
循環社会推進課 人権・同和対策課 防災危機管理課	(循推) (人同) (防危)	に、
施設整備課	(施設)	を

施設整備課 企画・広報課 事業推進課	(施設) (国障企広) (国障事推)	に、
国際スポーツ誘致・推進室	(国ス推)	を
ラグビーワールドカップ2019推進室	(ラ推)	に、
薬務室 国保医療室	(薬務) (国保)	を
薬務室	(薬務)	に改める。

第四号様式中「**課**」を「**室**」に改める。
第八号様式中「**あて先**」を「**宛先**」に改める。

附 則
この訓令は、公示の日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第十七号

教 育 機 関
教 育 長

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

第二条第一項中「、第十六条の二に定める埋蔵文化財センターの長」を削る。

別表第二の図書館長の部を削り、同表の大分県教育センター所長の部の次に次のように加

える。

図書館長

項目	委任事項
一 大分県立図書館の管理に関する事務	一 大分県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十三号）第五条の規定に基づき、利用者が建物、設備又は図書等の資料に対して損害を与えた場合に、その損害賠償額を決定すること。

青少年の家所長

項目	委任事項
一 大分県立青少年の家の利用に関する事務 この項中大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）を「条例」、大分県立青少年の家利用規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第二号）を「規則」という。	<p>一 条例第六条の規定に基づき、利用を許可すること。</p> <p>二 条例第八条の規定に基づき、利用者に管理上必要な条件を付けること。</p> <p>三 条例第九条第一項の規定に基づき、利用の許可を取り消し、又は利用を制限すること。</p> <p>四 条例第十一条の規定に基づき、利用者が施設等を損傷し、又は滅失した場合に、その損害賠償額を決定すること。</p> <p>五 規則第二条第二項の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めること。</p>

別表第二の社会教育総合センター長の部を削り、同表の先哲史料館長の部の次に次のように加える。

埋蔵文化財センター所長

項目	委任事項
一 大分県立埋蔵文化財センターの利用に関する事務 この項中大分県	<p>一 条例第五条の規定に基づき、施設、設備又は出土品その他埋蔵文化財に関する資料を損傷し、又は滅失した者の損害賠償額を決定すること。</p> <p>二 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に利用時間を変更</p>

立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成二十八年大分県条例第四十五号）を「条例」、大分県立埋蔵文化財センター利用規則（平成二十九年大分県教育委員会規則第十号）を「規則」という。

項目	委任事項
別表第四の日出総合高等学校長の部の次に次のように加える。 別府翔青高等学校長	三 規則第三条第二項の規定に基づき、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。

別表第四の臼杵高等学校長の部の次に次のように加える。

項目	委任事項
一 廃止された県立学校の書類の保存に関する事務	一 施行令第三十一条の規定に基づき、別府青山高等学校又は別府羽室台高等学校に在学し、又はこれらを卒業した者の指導要録等を保存すること。

別表第四の臼杵高等学校長の部の次に次のように加える。

項目	委任事項
一 廃止された県立学校の書類の保存に関する事務	一 施行令第三十一条の規定に基づき、平成二十四年三月三十一日をもって廃止された海洋科学高等学校又は津久見高等学校海洋科学部に在学し、又はこれらを卒業した者の指導要録等を保存すること。

別表第四の津久見高等学校長の部の一の項中「海洋科学高等学校又は」を削り、「これら」を「これ」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十八号

平成二十九年四月一日

大分県報号外（教育委訓令甲）

大分県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成十四年大分県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大 分 県 教 育 委 員 会

第二条第二号中「、組織規則第十六条の二に規定する埋蔵文化財センター」を削る。

第六条第三項中「組織規則第十七条の二第三項に規定する教育次長」を「教育次長の職にある者（教育次長が二人以上置かれている場合には、あらかじめ教育長が指定する者）」に改める。

別表の医療の部の3の項中「必要とする」を「必要としない」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。